

# 情報パーク



## 町内交通事故・火災発生状況 (平成30年3月1日現在)

		平成30年1月からの累計	前年比
交 通 事 故	件 数	6件	5
	負傷者数	6人	5
	死者数	0人	0
火 災	建 物	0件	△1
	林 野	0件	0
	そ の 他	0件	0
	負傷者数	0人	0

火災などの問い合わせは・・・☎22-2999

## 今月の納税

納期限：5月1日(火)

- ・固定資産税(1期)
- ・後期高齢者医療保険料(1期)

## 志賀町に移住した人へ

- ・新築住宅を取得した人に**奨励金** **最高170万円!**
- ・空き家を取得しリフォームした人に**助成金** **最高100万円!**
- ・民間賃貸の**家賃助成** **最高月額2万円!**

☎企画財政課ふるさと創生室

☎ 32-9301

有  
料  
広  
告  
欄

## 電柱の上にカラスの巣を見つけたら連絡を!!

カラスは針金ハンガーなどを使って巣を作ることがあります。電線に触れると停電の原因になるので、電柱や鉄塔にカラスの巣を見つけたら、すぐ連絡してください。

☎北陸電力(株)ネットワーク  
サービスセンター  
☎0120-837119



## 【平成30年度】固定資産税の納期

納税通知書は  
4月中旬に  
発送予定です

	納期限
1期	5月1日
2期	7月31日
3期	12月25日
4期	2月28日

※口座振替の人は、納期限に引き落としとなるので、納税通知書に記載の口座番号などを確認の上、残高確認をお願いします。

※既に口座振替を登録している場合でも、平成29年中に所有者・納税義務者の変更があった場合(共有名義で持分および構成員の変更があった場合を含む)、新たに口座登録が必要です。

※同封の課税明細書は、再発行できません。大切に保管してください。

☎税務課 ☎ 32-9141

## 催し物

### てんと市

皆さんのお越しをお待ちしています。

- ◆日 時 4月24日(火) 8:30～11:00
- ◆場 所 みちのえき「旬菜館」前

☎農林水産課  
☎32-9290



## お知らせ

### 花のミュージアムフローリィ

今年、フローリィはオープン15年目を迎えます。  
スタッフ一同、皆様のお越しをお待ち致しております。

#### ★春の寄せ植え教室

- ◆日 時 4月21日(土) 14:00～
- ◆参加費 3,240円(税込)  
(先着20名様、電話予約可)

#### ★酒谷&中條ピアノコンサート

- ◆日 時 4月22日(日) 11:00～13:30～



#### ★『お花の苗』プレゼント!

- ◆日 時 4月29日(日・祝)  
(先着300名様)

#### ★カフェ『カモミール』

季節のおすすめメニュー  
お花見ワッフル 500円(税込)  
桜もち風味のアイスクリームを添えたワッフルです。

☎花のミュージアムフローリィ  
☎32-8787

## 5月 ふれあいミニ講座&クラフト体験

《和風・おしゃれ袱紗》ご祝儀袋が入る大きさです。カード入れとしても...

開催日時	5/15 (火)	5/17 (木)	5/18 (金)	5/20 (日)
午前10:00～	○	○	○	○
午後2:00～	○	○	○	○

場所：花のミュージアムフローリィ 定員：各回先着30名さま



\*大きさ：約12cm×約20cm \*写真はイメージです

### ★参加者募集★

北陸電力

- 受付期間 4月25日(水)～
- 受付時間 平日 9:00～17:00
- 参加費 無料
- 申込先

北陸電力(株)地域社会部ふれあい担当  
TEL 0767-32-4210

※町内IP電話サービスはご利用できません。

志賀地域の下水道料金が5月請求分（4月使用分）から改定されます

■ 下水道使用料

改定前		
基本料金 (1月あたり)	志賀地域	1,080円 (15㎡以下)
	富来地域	1,620円 (10㎡以下)
超過料金 (1㎡あたり)	志賀地域	108円 (16㎡以上 60㎡以下)
		129円 (61㎡以上)
	富来地域	162円 (11㎡以上)



改定後<<町内一律料金>>	
基本料金 (1月あたり)	<b>1,620円 (10㎡以下)</b>
超過料金 (1㎡あたり)	<b>162円 (11㎡以上)</b>

使用料金早見表

改定前 (志賀地域)	
使用水量	基本料金 + 超過料金
10㎡	1,080円
15㎡	1,080円
20㎡	1,620円
30㎡	2,700円
40㎡	3,780円
50㎡	4,860円
60㎡	5,940円



改定後 <<町内一律料金>>		
使用水量	基本料金 + 超過料金	差額
10㎡	<b>1,620円</b>	+540円
15㎡	<b>2,430円</b>	+1,350円
20㎡	<b>3,240円</b>	+1,620円
30㎡	<b>4,860円</b>	+2,160円
40㎡	<b>6,480円</b>	+2,700円
50㎡	<b>8,100円</b>	+3,240円
60㎡	<b>9,720円</b>	+3,780円

■ 下水道分担金

改定前	
志賀地域	200,000円
富来地域	300,000円



改定後<<町内一律料金>>
300,000円

岡まち整備課上下水道室 ☎32-9241

※金額は全て税込みです

『コンビニ収納』始めます！

平成30年4月から町税などをコンビニエンスストア（コンビニ）で納付できます。

志賀町では、今まで町税などの納付は金融機関や役場の窓口に限られていましたが、4月からこれまでの金融機関などでの取り扱いに加えて、コンビニでも納付することができます。曜日や時間を気にすることなく、全国の主なコンビニで納付することができますので、ぜひご利用ください。

■ 納付できる税金・料金など

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅使用料、上下水道料金

■ 利用できるコンビニ

ファミリーマート、ローソン、サークルK、サンクス、セブンイレブン、デイリーヤマザキなど（納付書の裏面に全て掲載されます。）

※次のものはコンビニでの納付はできませんので、ご注意ください。

- ・平成30年3月31日までに発行されたもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・指定納付期限が過ぎているもの
- ・破損、汚損などのためコンビニでバーコードが読み取れないもの
- ・金額を訂正したもの



今まで日中に金融機関に行く時間がなかった人も、今後はコンビニで24時間納付できるようになります。手数料もかからないので、ぜひご利用いただき、納期限内に納付していただくようお願いします。

お問合せ先

- 税金 ————— 税務課 ☎ 32-9141
- 介護保険料 ————— 健康福祉課 ☎ 32-9132
- 後期高齢者医療保険料 — 住民課 ☎ 32-9121
- 保育料 ————— 住民課 ☎ 32-9122
- 住宅使用料 ————— 岡まち整備課 ☎ 32-9211
- 上下水道料金 ————— 岡まち整備課上下水道室 ☎ 32-9533

【平成30年度固定資産税】  
縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧

固定資産	縦覧帳簿の縦覧	課税台帳の閲覧
期 間	4月2日(月)～5月1日(火)	4月2日(月)～
時 間	8:30～17:15	
場 所	税 務 課(本庁舎1階)	
対 象	土地価格等縦覧帳簿 家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳

※縦覧期間中の閲覧手数料は、無料  
※縦覧・閲覧の際は、本人確認書類(運転免許証など)が必要

◆縦覧できる人

- ・固定資産税の納税義務者およびその代理人
- ・固定資産税(土地)の納税者は土地、固定資産税(家屋)の納税者は家屋の評価額を確認(縦覧)することができます。

◆閲覧できる人

- ・納税義務者およびその代理人、借地・借家人、処分をする権利を有する人。ただし、借地人は、土地の閲覧、借家人は土地と家屋の閲覧となります。

☎ 税務課 資産税担当 ☎ 32-9141

4月1日から申請受け付け開始  
志賀町ふるさと就業促進奨励金

平成29年4月1日以降に志賀町へUターン・Iターンした人に対して奨励金を交付します。

- Uターン者：町内出身者で、転入した日から1年以内に新規に地元企業等に就業で、**20万円**
- Iターン者：町外出身者で、転入した日から1年以内に新規に地元企業などに就業で、**20万円**
- 新規学卒者：町内居住者で、就学終了日から1年以内に新規に地元企業などに就業で、**10万円**

※就業の日から1年および2年経過後に申請が必要です。  
※転勤など一時的な就業および公務員は対象となりません。

詳しくは・・・

☎ 企画財政課ふるさと創生室 ☎ 32-9301

のとキリシマツツジオープンガーデン2018

4月17日から5月中旬まで、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町と志賀町土田の郷で、のとキリシマツツジがある個人のお庭など91カ所が公開されます。

花の見頃は7日から10日間と短いですが、満開になると遠くからも存在がわかるほどに深紅に色づく花びらが特徴的です。百聞は一見にしかず。「能登の天花」と称されるのとキリシマツツジをぜひ見に来てみませんか。

お庭の場所や開花情報(毎週火曜・金曜更新)は、「うえるかむ奥能登」ホームページまたは、道の駅で配布しているパンフレットにてご確認ください。

☎ 石川県奥能登総合事務所企画振興課 ☎ 0768-26-2303

狂犬病の予防注射を受けましょう

狂犬病予防注射は毎年必ず受けなければなりません。4月に集団予防注射を行いますので、3月中に郵送されたはがきを持参してください。死亡している場合は、環境安全課または富来支所窓口へ届出をお願いします。



【予防接種料金・・・3,100円】

※犬を新たに飼いはじめた場合は、登録が必要です。登録手続きは、会場でもできますが、登録料(3,000円)を持参してください。

実施日	会 場	時 間
4/8 (日)	笹波集会所前	10:00～10:30
	旧西浦農協支所前	10:40～11:30
	役場富来支所(車庫側)	13:00～15:00
4/9 (月)	熊野多目的集会所前	10:00～10:20
	日下田防火用水前	10:30～10:40
	町居バス停留所前	10:45～11:00
	旧熊野小学校グラウンド側駐車場	11:05～11:20
	福浦港漁協前	11:30～12:00
	七海会館前	13:10～13:30
	大福寺能登富士ふれあい文化センター駐車場	13:45～14:00
	稲敷クラブ前	14:10～14:30
	酒見構造改善センター前	14:40～15:00
4/10 (火)	今田集会所前	11:00～11:15
	旧富来川農協支所前	11:25～11:50
	赤崎漁港前	13:10～13:30
	西海高齢者等活性化センター前	13:40～14:00
	東増穂公民館前	14:10～15:00
4/11 (水)	土田公民館前	10:00～11:00
	仏木集会所前	11:10～11:30
	上熊野公民館前	11:40～12:00
	米町自転車道路休憩所前	13:10～13:40
	志賀町林業拠点センター前	13:50～14:10
	末吉集会所前	14:20～15:00
	出雲バス停前	10:00～10:10
4/12 (木)	志賀農協加茂支店前	10:20～10:40
	矢駄集会所前	10:50～11:00
	志賀農協下甘田支店前	11:10～11:50
	志賀農協中甘田支店前	13:00～13:30
	大島集会所前	13:40～14:20
	甘田集会所前	14:30～15:00
4/15 (日)	赤住公民館前	10:00～10:20
	百浦集会所前	10:30～11:00
	志賀農協志加浦支店前	11:10～11:50
	志賀町役場裏車庫前	13:00～15:00

☎ 環境安全課生活環境担当 ☎ 32-9321



平成30年度から

# 国民健康保険税の税率が改正されます

国民健康保険制度は、市町村間の負担の格差や財政の不安定さなどの問題を抱えており、このような状況を改善し、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成27年5月に国民健康保険法などが改正され、平成30年度から、市町村から都道府県単位で国保の運営をすることとなりました。

今回の改正は、この制度改革を踏まえ、石川県から示された平成30年度の「国民健康保険事業費納付金」および「標準保険料（税）率」を基に、本町の保険税の改正を行ったものです。

国保の加入者の皆さまには、平成30年度から改正後の税率でご負担をお願いすることとなりますが、国民加入者の医療費は、加入者の皆さまにご負担いただいている国民健康保険税でお互いに助け合うことで成り立っていますので、ご理解をお願いいたします。

国保の加入者の皆さまには、平成30年度から改正後の税率でご負担をお願いすることとなりますが、国民加入者の医療費は、加入者の皆さまにご負担いただいている国民健康保険税でお互いに助け合うことで成り立っていますので、ご理解をお願いいたします。

## 国民健康保険税の改正内容

税率等区分		改正前 ① (平成29年度)	改正後 ② (平成30年度～)	差 ②-①	県から示された 標準保険税率と額
医療分 国保の医療費 にあてる分	所得割	6.5%	6.7%	0.2%	6.69%
	資産割	20.0%	0.0%	廃止	0.00%
	均等割額	25,000円	27,000円	2,000円	27,023円
	平等割額	31,000円	19,000円	△12,000円	18,953円
後期支援分 後期高齢者医療 制度を支える分	所得割	1.7%	2.4%	0.7%	2.38%
	資産割	4.5%	0.0%	廃止	0.00%
	均等割額	6,200円	9,600円	3,400円	9,621円
	平等割額	7,200円	6,700円	△500円	6,748円
介護分 40～64歳の加入者 に係る介護保険料	所得割	1.2%	1.7%	0.5%	1.74%
	資産割	4.5%	0.0%	廃止	0.00%
	均等割額	6,700円	9,000円	2,300円	9,014円
	平等割額	5,800円	4,100円	△1,700円	4,104円
合計	所得割	9.4%	10.8%	1.4%	10.81%
	資産割	29.0%	0.0%	廃止	0.00%
	均等割額	37,900円	45,600円	7,700円	45,658円
	平等割額	44,000円	29,800円	△14,200円	29,805円

※医療分・後期支援分は加入者全員が該当し、介護分は加入者のうち40～64歳までの人が該当します。

- 所得割額・・・世帯の所得に応じて計算<課税所得金額(前年中の総所得金額等-33万円)×税率>
- 資産割額・・・世帯の資産に応じて計算<固定資産税相当額(土地、家屋の固定資産税額)×税率>
- 均等割額・・・世帯の加入者数に応じて計算<加入者数×均等割額>
- 平等割額・・・1世帯につき計算<1世帯×平等割額>

世帯の前年中の所得金額の合計額が、一定基準額以下の世帯には、7割・5割・2割軽減に該当し、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

平成30年度からは医療分、後期支援分、介護分につき資産割が廃止され、下記の加算によります。

**国民健康保険税 = 所得割額 + 均等割額 + 平等割額**

志賀町でインターネットするなら

### ケーブルテレビのインターネット

プロバイダ料、回線使用料、全てコミコミ。お支払いはこの金額だけ。

**100メガ** ひかり100  
月額利用料金 **4,500円/月** → **3,500円/月**

ケーブルテレビの多チャンネルと同時加入で

※当社のインターネットサービスはベストエフォート型で、通信速度を保障するものではありません。回線の状況により最大速度での提供ができない場合があります。※表記の金額は、全て税抜価格です。消費税分は別途精算させていただきます。

今すぐ、加入のお申し込みは **年中無休** 0120-751-114  
土日祝も受付 9:00～18:30

金沢CATV 金沢ケーブルテレビネット 金沢市南町2番1号 北國新聞会館18階

### 住まいと土地の総合案内所

不動産のことなら何でもご相談下さい ー料金不要ー  
県外在住の方もお気軽にお電話下さい

心の通うまちづくり

### みらい都志開発(株)

羽咋市石野町二 107 (やち歯科医院さん向かい)  
TEL (0767) 22-1537  
http://www.mirai-toshi.jp

宅地建物取引業石川県知事 (3) 3772号  
不動産コンサルティングマスター

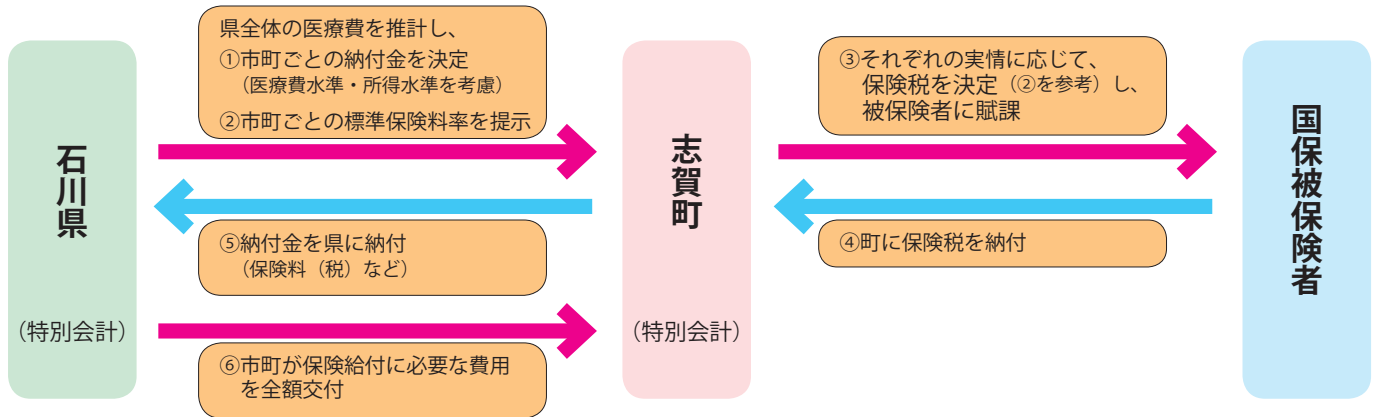


有料  
広  
告  
欄

## ■ 新たな財政運営の仕組み

平成 30 年度からの新たな制度では、石川県は、町へ保険給付に要する費用を全額交付し、町は、石川県が決定する「国民健康保険事業費納付金」を納付するため、石川県から示された「標準保険料（税）率」を基に税率を決定し、保険税を賦課・徴収することとなります。

これにより、石川県が財政運営や効率的な事業実施などの中心的な役割を担うこととなり、町は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を実施していきます。



## ■ 税率改正によるモデル世帯別影響額

### ● 国民健康保険税が増額となる世帯

例 1

夫婦（50 歳代）と子ども 2 人（高校生と大学生）の 4 人世帯  
夫：営業所得 400 万円、妻：所得なし  
固定資産税額 7 万円

○影響額 単位：円

項目	改正前	改正後	影響額
医療分	383,500	372,800	△ 10,700
後期支援分	97,500	133,100	35,600
介護分	66,300	84,400	18,100
合計	547,300	590,300	43,000

例 2

夫婦（65 歳以上）2 人世帯  
夫：年金収入 200 万円（所得 80 万円）、  
妻：年金収入 80 万円（所得なし）  
固定資産税額なし

○影響額 単位：円

項目	改正前	改正後	影響額
医療分	71,000	67,900	△ 3,100
後期支援分	17,700	24,200	6,500
介護分	0	0	0
合計	88,700	92,100	3,400

例 3

1 人（40 歳代）世帯  
給与収入 200 万円（所得 122 万円）  
固定資産税額なし

○影響額 単位：円

項目	改正前	改正後	影響額
医療分	113,800	105,600	△ 8,200
後期支援分	28,500	37,600	9,100
介護分	23,100	28,200	5,100
合計	165,400	171,400	6,000

### ● 国民健康保険税が減額となる世帯

例 4

1 人（65 歳以上）世帯  
年金収入 250 万円（所得 130 万円）  
固定資産税額 7 万円

○影響額 単位：円

項目	改正前	改正後	影響額
医療分	133,000	110,900	△ 22,100
後期支援分	33,000	39,500	6,500
介護分	0	0	0
合計	166,000	150,400	△ 15,600

例 5

夫婦（65 歳以上）2 人世帯  
夫：年金収入 200 万円（所得 80 万円）、  
妻：年金収入 80 万円（所得なし）  
固定資産税額 7 万円

○影響額 単位：円

項目	改正前	改正後	影響額
医療分	85,000	67,900	△ 17,100
後期支援分	20,900	24,200	3,300
介護分	0	0	0
合計	105,900	92,100	△ 13,800

例 6

1 人（30 歳代）世帯  
給与収入 400 万円（所得 266 万円）  
固定資産税額 7 万円

○影響額 単位：円

項目	改正前	改正後	影響額
医療分	221,400	202,100	△ 19,300
後期支援分	56,100	72,200	16,100
介護分	0	0	0
合計	277,500	274,300	△ 3,200

平成 30 年度の国民健康保険税額の「納税通知書」は、平成 30 年 7 月中に改正後の税率で本算定を行ったうえで、国民健康保険加入者の世帯主に発送します。

# 国民健康保険加入の皆さま

## 人間ドックを受けませんか？人間ドック費用を助成します

志賀町国民健康保険では、加入者の疾病の早期発見と健康維持、増進を応援するため、人間ドック・脳ドックの費用の一部助成を行っています。

人間ドック・脳ドックを受診されたことがない人は、この機会に、受けてみてはいかがでしょうか？

### 申込み資格

志賀町国民健康保険の加入者で、次の条件に該当する人

- ・ 30 歳以上（脳ドックは 69 歳以下）の人
- ・ 検査の申し込み時に、人間ドック A（脳ドック）は現に脳神経外科系の疾病により療養の治療を受けていない人とし、人間ドック B（1泊2日）は現に内科系の疾病により療養の治療を受けていない人
- ・ 昨年度（平成 29 年度）にこの制度の助成を受けていない人
- ・ 保険税を完納している世帯に属する人
- ・ 志賀町の国民健康保険に加入してから 1 年以上経過している人
- ・ 平成 30 年度に実施する志賀町の「特定健康診査（町の健康診断）」を受けない人

### 主な検査項目と実施機関など

健診の種類	検査内容	公立能登総合病院	公立羽咋病院	町立富来病院
人間ドック A (脳ドック) ※対象は 30 歳以上 69 歳以下の 国保加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診：診察、身体計測、血圧測定、心電図検査、尿検査、血液検査など</li> <li>・ 胸部レントゲン</li> <li>・ 脳ドック：頸部エコー、脳 MRI など</li> </ul>	自己負担額 <b>8,000 円</b> （40,600 円の助成）		
人間ドック B (1泊2日) ※対象は 30 歳以上 74 歳以下の 国保加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診：診察、身体計測、血圧測定、心電図検査、尿検査、血液検査など</li> <li>・ 胸部レントゲン</li> <li>・ 腹部超音波</li> <li>・ 胃がん検診</li> <li>・ 大腸がん検診</li> <li>・ その他：糖負荷試験、頸部エコー、肝炎ウイルス検査など</li> <li>・ 【男性】前立腺がん検診 ※町立富来病院での実施はなし</li> <li>・ 【女性】子宮・乳・甲状腺がん検診 ※乳・甲状腺については町立富来病院での実施はなし</li> </ul>	自己負担額 <b>10,000 円</b> （56,960 円からの助成）		自己負担額 <b>9,000 円</b> （59,000 円の助成）

※上記の検査項目に含まれない追加検査（オプション）については、個人負担となりますのでご了承ください。

※同一年度内に人間ドック A、B の両方を受けることはできません。

☎ 町民課 国保年金担当 ☎ 32-9121

心華やぐ **倅** 空間

結婚、出産、成長、長寿…  
大切な人生の節目のお祝いを心をこめてお手伝いします

**いこいの村能登半島 TEL 32-3131**

目の前の海までは徒歩1分。自動車での旅行に最適な、  
ペンション風のお宿です。

**ファミリーホテル  
GOOD DAY**  
グッティ

ペット泊OK 無料朝食付き 全室バストイレ付

お一人様一泊 5,500円(税別)～

〒925-0447 石川県羽咋郡志賀町富来領家町タ-2-6  
詳しくは ▶ ファミリーホテル グッティ 検索 ☎ 0767-32-3800 (シャディカガワ)

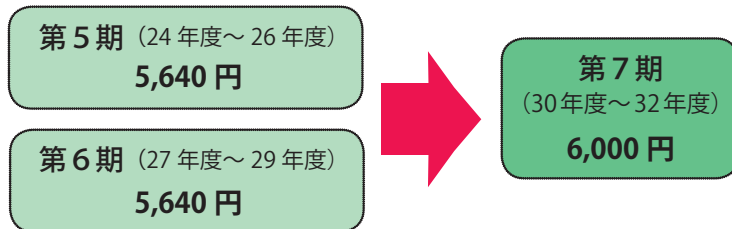
有料  
広告  
欄



# 65 歳以上の方の介護保険料が改定されました

介護保険制度は、介護が必要な時に適切なサービスが受けられ、家族など介護する人の負担も軽減できるよう社会全体で支えています。保険料はこの運営に欠かせない大切な財源で、3 年ごとに事業計画を策定する中で、介護保険料についても見直しされます。

今回は、平成 30 年度から 32 年度までを計画期間とする、第 7 期介護保険事業計画が新しく策定され、基準額が 72,000 円（月額 6,000 円）に変更となりました。



介護保険に係る費用は、50%を国・県・町の「公費負担」、残りの 50%を「保険料負担」で賄っています。保険料負担の割合は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者が 27%、65 歳以上が第 1 号被保険者として 23%を負担することで介護保険制度の財源が成り立っています。

第 5 期から第 6 期への見直しでは、県内で唯一据え置きしていました。今回の事業計画の見直しでは、実質必要とされる介護保険料は基準額で約 6,370 円と見込まれ、第 6 期に対し約 730 円アップとなりました。

この上げ幅を減少させるために、現在までに積み立てた介護給付費準備基金を取り崩すことで、第 7 期の介護保険料を基準額で 6,000 円と設定し、360 円アップに留めました。

## 65 歳以上の方の保険料の決まり方

65 歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス費が賄えるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の算出方法

$$\text{志賀町で必要な介護サービスの給付額} \times \text{65 歳以上の人の負担分 23\%} \div \text{志賀町に住む 65 歳以上の人数} = \text{保険料の基準額 72,000 円 (年額)}$$

## 平成 30 年度から平成 32 年度までの所得段階別介護保険料

所得段階		基準額に対する割合	金額 (円/年)	金額 (円/月)
第 1 段階	世帯員全員が町民税非課税で合計所得が 80 万円以下	× 0.45	32,400	2,700
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得が 80 万円超～120 万円以下	× 0.75	54,000	4,500
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得が 120 万円超	× 0.75	54,000	4,500
第 4 段階	本人が町民税非課税で世帯合計所得が 80 万円以下	× 0.90	64,800	5,400
第 5 段階 (基準額)	本人が町民税非課税で世帯合計所得が 80 万円超	× 1.00	72,000	6,000
第 6 段階	本人が町民税課税で所得金額が 120 万円未満	× 1.20	86,400	7,200
第 7 段階	本人が町民税課税で所得金額が 120 万円超～190 万円未満	× 1.30	93,600	7,800
第 8 段階	本人が町民税課税で所得金額が 190 万円超～290 万円未満	× 1.50	108,000	9,000
第 9 段階	本人が町民税課税で所得金額が 290 万円超	× 1.70	122,400	10,200

## 保険料はなぜ上がったの？

町の総人口はすでに減少に転じ、特に高齢者を支える世代が減少しています。65 歳以上の高齢者数は、平成 31 年にピークが見込まれ、要介護認定者数も増加するに伴い、当町の介護サービス給付費は増加傾向にあり、保険料は上昇する結果となりました。

■年齢別人口の推移と将来見込み

